

(案)

資料 2

令和 3 年 3 月 日

弘前市長 櫻田 宏 様

弘前市廃棄物減量等推進審議会
会長 内山 大史

弘前市一般廃棄物処理基本計画の改定について（答申）

令和 2 年 7 月 27 日付け弘環発第 57 号により諮問のあった標記事項について、当審議会では審議いたしましたので、下記のとおり答申いたします。

記

1. 「弘前市一般廃棄物処理基本計画改定（案）」の内容は、今後の弘前市の廃棄物の減量化、資源化及び適正処理の方向性を定めるものとして妥当である。
2. 計画の推進にあたっては、本答申にあたり取りまとめた、別紙の当審議会からの意見等を踏まえ、積極的な施策の展開を図られるよう要望する。

以上

1. はじめに

弘前市では、平成 28 年 4 月に「弘前市一般廃棄物処理基本計画」（計画期間：平成 28 年から 37 年度、以下「本計画」）を策定し、【オール弘前体制で実現する「循環のまち弘前」】を基本理念に各種取組を進め、目標値として設定した「一人一日当たりのごみ排出量」の着実な改善が図られるなど、一定の成果を挙げてきました。

しかしながらその数値は、計画期間の前期を経過してもなお、全国の平均値から大きく乖離している状況にあり、さらに踏み込んだ取組、特に市民・事業者・市の 3 者が協働でごみの減量化・資源化を進める効果的な取組が必要不可欠となっています。

また、国においては、平成 30 年 6 月に第 4 次循環型社会形成推進基本計画が策定され、新たに「地域循環共生圏形成による地域活性化」や「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」が政策の柱とされたところであり、市町村には、各地域の循環型社会の形成に向け、これまで以上に重要な役割を果たすことが求められています。

このような状況のもと、弘前市廃棄物減量等推進審議会は、令和 2 年 7 月 27 日に、計画期間の後期（令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間）に向けた本計画の改定について、弘前市長より諮問を受け、弘前市におけるごみ処理の現状及び課題、ごみ処理行政を取り巻く状況などを踏まえた上で、諮問事項として意見を求められた「新たな基本理念・基本方針について」、「最終目標値の設定について」及び「更なるごみの減量化・資源化に向けた施策について」を中心に審議を重ね、本答申を取りまとめました。

弘前市においては、本答申の内容を踏まえ、市民・事業者と協働し、【持続可能な「循環のまち弘前」】の実現に向け、積極的かつ効果的にごみの減量化・資源化に取り組まれることを期待します。

2. 計画改定の基本的な考え方について

全ての市民・事業者がごみの排出者であり、当事者であることから、ごみの減量化・資源化のためには、市全体で問題を共有し、それぞれができることに取り組む姿勢が重要であり、そのためには、市民・事業者・市の 3 者の協働が必要不可欠です。

前期の実施施策をとおしてみると、家庭系ごみ・事業系ごみ施策ともに、協働による取組が活発であったとは言い難く、結果として、計画策定時に設定した中間目標値の達成が困難となっています。

よって、計画後期に向けた課題は、いかに 3 者の協働を強化し、ごみの減

量化・資源化の取組につなげていくかという事になると考えます。

計画後期では、最終目標値達成に向け、3 者がお互いに連携協力し、弘前市全体がごみの減量化・資源化に取り組む市民運動を展開していく必要があることから、市民運動を推進する基本理念と基本方針を新たに据え、それぞれが連携協力しやすい施策を積極的に取り入れていくことが重要です。

また、生活排水処理については、計画どおり、概ね良好に進捗していることから、前期の基本的な方向性を維持しつつ、計画後期では、適正処理に係る広報・啓発活動をさらに強化していくことが重要です。

以下個別の諮問事項についての考えを示します。

3. 新たな基本理念・基本方針について

弘前市全体がごみの減量化・資源化に取り組む市民運動の展開を目指し、それを支える協働の考え方として、平成 30 年度に策定された弘前市の最上位計画である弘前市総合計画の将来都市像「みんなで創り みんなをつなぐあずましいうらご色のまち」の理念や持続可能な世界を実現するための 2030 年までに全世界で取り組むべき国際的な目標である SDGs (Sustainable Development Goals) の理念を取り入れるべきと考えます。

4. 最終目標値の設定について

前期の進捗から、中間目標値には届かない結果とはなるものの、全国の平均値や弘前市と同規模の類似自治体の数値、県の目標値などを踏まえ、計画策定時に設定した最終目標値を維持し、新たな基本理念及び基本方針のもと、強力にごみの減量化・資源化を進める必要があります。

また、リサイクル率については、民間による回収が活発になっていることから、市民や事業者の取組が成果として見えるよう配慮する必要があります。

5. 更なるごみの減量化・資源化に向けた施策について

組成分析調査の結果から、家庭系ごみは、「生ごみの減量と分別の徹底」、事業系ごみは、「紙類のリサイクルと分別の徹底」に注力すべきと考えます。

また、民間回収の推進など民間の取組を後押しする必要があります。

3 者の協働を土台に積極的な施策展開が必要ですが、市民が義務感に囚われることなく、楽しみながら取り組めるよう工夫を重ねてください。